

旨發表シタリ 然ル處左ノ内第一項及第三項ノ事項ニツイテハ實  
金臨時措置令ニ基キ大阪府當局ノ許可ヲ要スベキニ付産業報國會  
役員ト協力シ極力之ガ許可ヲ受クル様努力スルコトトナリタリ

記

- (一) 左記手當ヲ支給スルコト(一月一日ヨリ實施シ本月ニ限り月末  
支拂トス)但シ出勤シタル日ニ限ルコト
  - (イ) 三十五才以上ノ妻子持ノ者 出勤一日ニ付 二十錢
  - (ロ) 三十五才未滿ノ妻子持ノ者及三十才以上ノ獨身者  
出勤一日ニ付 十五錢
  - (ハ) 成年獨身者(三十才未滿) 十錢
  - (ニ) 成年女子 八錢
  - (ホ) 未成年者(男女共) 五錢
- 右年令ノ計算ハ「數へ年」ノ方法ニ據ルコト
- (二) 請負加給、獎勵加給ニ付テハ各部區々タル現状ナレバ今一概ニ

幾何増加スルトハ昔ヒ難シ 依テ他ニ比シ著シク低キ職場ニ付  
キテハ考慮ス

- (三) 昨年四月ニ實施セル昇給ヲ本年ハ之ヲ繰リ上ゲ一月廿六日附ヲ  
以テ左記ニヨリ實施スルコト
- イ、各目日給ノ三分(百分ノ三)ノ額ヲ昇給スルコト(昨年末  
迄ニ入業セル者全員及應召者全員ニ付之ヲ行フ 但シ一錢未  
滿ハ切上グルモノトス)
- ロ、右ノ外若干ノ詮衡昇給ヲ爲ス(此ノ部分ハ全員ニアラザル  
コト勿論ナリ)

しかしながら、右の如く會社側が従業員の要求を或程度容認した  
手當並びに昇給を行ふ旨の回答を發表したとしても、發表しただけ  
では従業員は沈黙するものではなく、實施しなければ解決したとは  
云ひ得ないのである。